

平成 30 年度千曲市立八幡小学校構内電話交換機設備リース事業

機器仕様書

本仕様書は、平成 30 年度千曲市立八幡小学校構内電話交換設備の仕様（電気通信事業法第 53 条端末機器技術基準認定に適合したもの）を規定する。

なお、構内電話交換設備に関する条件・仕様等については以下のとおりとする。

1. 工事概要

千曲市立八幡小学校の事務室に電話交換設備を設置し、ISDN回線に接続し公衆電話交換網（加入電話、INSネット等）、携帯電話およびPHS電話サービス各社と発着信を可能にする。

2. 設置場所

千曲市立八幡小学校 千曲市大字八幡 3111 番地 電話 026-272-1209

3. 導入期間

平成 30 年 8 月 31 日の引渡し完了とする。

4. 設備内容及び機能

- (1) 電話交換機装置（デジタル電子交換機）新設
- (2) 新設機器の搬入据付
- (3) ISDN回線が利用可能な電話交換設備

5. 電話交換機仕様

- (1) 事務室に設置すること。 *配置図参照のこと
- (2) 電話交換機仕様
 - a) 交換方式
 - ①制御方式 蓄積プログラム方式
 - ②CPU 32ビット
 - ③収容内線数 デジタル多機能内線／一般内線最大 30 台程度(将来増見込む)
 - ④局線数 最大 12 回線程度
 - b) 電源条件
商用電源の取得は当方より指定した分電盤より取得すること。
 - ①流入力 ・入力電圧 商用 AC100±10V
 - c) 停電対策
内臓鉛蓄電池・停電切り替え回路
 - d) 環境条件
 - ①環境 周囲温度 5～35℃ 湿度 45～85%
 - ②運転 自然空冷式
 - e) 番号計画
内線の番号構成（桁数）は下記のとおりとする。

種別	桁数	番号
内線番号	1桁～3桁	0～9
特殊機能番号	1桁～3桁	0～9、#、*

※詳細な番号計画については別途打ち合わせとする。

f) 収容回線構成

回線名称	実装	備考
I SDN回線	一式	既存回線（電話番号）利用 ナンバーディスプレイ契約あり

(3) 多機能電話機

- a) 液晶ディスプレイ
- b) ラインキー24以上を有すること。(24ボタン全てに局線登録が可能なこと。)
- c) 音量調整（着信音量・受話音量）を調整できること。
- d) 可変ボタン、ワンタッチ、リダイヤル、転送、保留、スピーカを有すること。
- e) 多機能電話機は18個程度のワンタッチボタンがあること。
- f) 発着信履歴表示が可能なこと（発信履歴は20以上、着信履歴は20以上）。
- g) 多機能電話機は個々に200個以上の電話帳機能を有し、且つ漢字表示が可能なこと。
- h) 共通短縮は800件程度登録可能なこと。
- i) 多機能電話機（停電対応多機能電話機含む）は手動にて通話録音ができること。
通話録音時間は1件あたり最大3時間程度、トータル最大60時間程度
且つ最大件数4,000件程度とする。

(4) コードレス電話機

- a) 1台は校舎からプール更衣室までの通話が可能なこと
- b) 1台は体育館と南校舎2階音楽室、中校舎3階南校舎2階2松教室までの通話が可能なこと

(5) その他機能

- a) 交換機装置のデータ設定および変更はPCかつ多機能電話機で設定可能なこと。

6. 算出条件

別紙の算出条件、および下記の参考機種により算出すること。

※同等品可。ただし、平成30年7月18日正午までにカタログ等持参の上発注課と協議すること。

<参考機種>

NTT SmartNetcommunity αN1

・ Plus type M 主装置

- スター配線
 - ・ 標準電話機
 - ・ 停電電話機
 - ・ DECT コードレス電話機

7. 工事等

- (1) 工事内容
 - a) 本電話交換機及び周辺機器設置、電話機設置に伴う配線等一式を行うこと。
 - b) 初期データの設定を行うこと。
- (2) 作業時間
指定した期間および時間内での作業を実施すること。
やむなく変更する際は事前に許可を得ること。
- (3) 適正な施工の確保について
不適切な形態の下請け契約を締結しないこと。
- (4) 施工中の安全確保及び環境保全について
工事に際し公衆災害の防止、施工中の安全確保、及び環境保全のための関係法令の記述に従う他以下の項目に留意すること。
 - ・高所作業における落下・転落防止
 - ・作業場における酸欠状態及び有毒ガス等の発生防止
- (5) 撤去電話機設備
撤去電話設備については、設置工事者が処分を行うこと。

8. 関係書類の作成及び提出

- (1) 取扱説明書
- (2) 試験成績書
- (3) 設置図面

9. 機器の保守および保証について

- (1) 主装置については5年間の保証または保守付きとする。
- (2) 電話機については1年以内に生じた故障についてはメーカー保証にて修理を行うこと。
- (3) 電話機故障の際は速やかに修理対応し、担当者に結果を報告すること。
- (4) 請求時、更改後の電話交換機データ変更等にかかる金額が明確であること。
- (5) 電話機の保守契約については別途契約とする。

別紙

算出条件

(1) 電話機台数

種類	単位	数	備考
停電対応多機能電話機	台	1	該当回線 026-272-1209 (ISDN)
多機能電話機	台	4	標準タイプ (24ボタン)
コードレス電話機	台	2	1台は校舎からプール更衣室までの通話が可能なこと 1台は体育館と南校舎2階音楽室 中校舎3階 南校舎2階 2松教室までの通話が可能なこと

(2) 電話回線

種類	単位	数	備考
I S D N	回線	1	該当回線 026-272-1209

(3) 電話番号

種類	単位	数	備考
I S D N	番号	1	該当番号 026-272-1209

- (4) 既設配線の引き直しが困難である為、既設配線を流用できない場合は新規に配線を敷設すること。これにかかる費用についても積算すること。
- (5) 床上げしていないフロアの配線については、モール材等で保護すること。
- (6) N T T 東日本のサービスであるナンバーディスプレイに付加装置なく対応できること。